

# 平成30年度 市民税・県民税の課税について

## 1. 計算方法



## 2. 平成30年1月1日現在宇都市に住所を有する人に課税されます。

3. **非課税**  
次に該当する人は、市民税・県民税が課税されません。  
 (1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人  
 (2) 障害者、未成年者、寡婦(夫)のいずれかに該当する人で前年中の合計所得金額が125万円以下の人
4. **均等割の非課税**  
前年の合計所得金額が、次の金額以下の人に対しては、均等割が課税されません。  
 (ア) 扶養親族がある場合  
 $32万円 \times (扶養人数 + 1) + 19万円$   
 (イ) 扶養親族がない場合  
 $32万円$

5. **所得割の非課税**  
前年の総所得金額等の合計額が、次の金額以下の人に対しては、所得割が課税されません。  
 (ア) 扶養親族がある場合  
 $35万円 \times (扶養人数 + 1) + 32万円$   
 (イ) 扶養親族がない場合  
 $35万円$

6. **所得控除額**  
裏面の所得控除額の表を御参照ください。

7. **所得割率**  
市民税 6% 県民税 4%

8. **均等割額**  
市民税 3,500円 県民税 2,000円

9. **調整控除**  
所得税との控除額の差による税負担の増加を調整するための減額措置  
 ・合計課税所得金額が200万円以下の場合  
 ①と②のいずれか小さい額の5% (市民税3% 県民税2%)相当額  
 ① 下表のうち適用がある控除の金額欄に掲げる金額の合計額  
 ② 合計課税所得金額

- ・合計課税所得金額が200万円超の場合  
 ①から②を差し引いた額(5万円を下回る場合は5万円)の5% (市民税3% 県民税2%)相当額  
 ① 下表のうち適用がある控除の金額欄に掲げる金額の合計額  
 ② 合計課税所得金額から200万円を差し引いた額

控除の種類	金額	控除の種類	金額
障害者控除	1万円	一般	5万円
配偶者控除	10万円	特定	18万円
同居特別	22万円	老	10万円
一般	1万円	同居老親	13万円
特別	5万円	生	1万円
控除	1万円	基礎	5万円

## 10. 税額控除(配当控除額)

種類	課税所得金額		1,000万円以下の部分		1000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
配当	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨証券	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%
外貨証券	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%		

## 11. 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額

市民税	3/5	県民税	2/5
-----	-----	-----	-----

## 12. 税額控除(住宅借入金等特別税額控除額)

前年分の所得税にて平成21年から33年の入居に係る住宅借入金等特別控除を受けた場合、①から②を控除した額(前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額(97,500円を限度)を超える場合には当該金額)に③の割合を乗じた額  
 ただし、居住年が平成26年4月から平成33年末までであって、特定取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額  
 ※居住年が平成31年末までとされていた住宅借入金等特別税額控除について、消費税10%への引き上げ時期の変に伴い、その適用期限を1年6か月延長し、平成33年末までの適用となりました。

- ① 所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額  
 ② 前年分の所得税額(住宅借入金等特別控除等適用前の金額)  
 ③ 市民税 3/5 県民税 2/5

## 13. 税額控除(寄附金税額控除)

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が2千円を超える場合には、この超える金額の市民税は6%、県民税は4%に相当する金額(総所得金額等の合計額の30%を上限)  
 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金  
 2 住所地の共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金  
 3 宇都市が条例で指定した寄附金(ただし、宇都市内に事業所または事業所を有する法人または団体に対する寄附金に限る)  
 例: 指定寄附金(国立大学法人、公立大学法人、国立高等専門学校機構等への寄附金)、独立行政法人への寄附金等  
 ※詳細は宇都市ホームページをご覧ください。

ただし、1の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、右某の左欄の区分に応じて、右欄の割合を乗じて得た額の、県民税は5分の2、市民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)となります。なお「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が適用される場合は、この控除額に加え、所得税における控除額に相当する「申告特別控除額」が加算されます。

課税総所得金額から人的控除差を控除した金額	割合
0円以下	84.895%
0円以上195万円以下	79.79%
195万円超330万円以下	69.58%
330万円超695万円以下	66.517%
695万円超900万円以下	56.307%
900万円超1,800万円以下	49.16%
1,800万円超4,000万円以下	44.055%
4,000万円超	90%
0円未満	地方税法に定める割合
0円未満	(課税山林所得及び課税退職所得金額なし)
0円未満	(課税山林所得及び課税退職所得金額あり)

○ 所得控除額

種 類	控 除 額	種 類	控 除 額
雑 損 控 除	実質損失額－総所得金額等の合計額の10% ] 災害関連支出－5万円 いづれか多い額	勤 労 学 生 控 除	26万円
医 療 費 控 除 〔(1)、(2)のいずれか〕	(1)医療費の実質負担額－ 〔 総所得金額等の合計額の5%又は 10万円のいずれか少ない額 (限度額 200万円) 〕 (2)特定一般医薬品等購入費の合計額から12,000円を差し引いた金額 (最高88,000円)	配 偶 者 控 除	(1)一般の控除対象配偶者は33万円 (2)老人控除対象配偶者は38万円
社会保険料控除	支払った健康保険料等の金額	配 偶 者 の 所 得 控 除	33万円
小規模企業共済等掛金控除	支払った第1種共済掛金及び心身障害者扶養共済掛金の金額	38万円超45万円未満	33万円
	一般の生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護保険料控除をそれぞれ次の式で計算し合計します。合計の限度額は70,000円です。 ・新契約（一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料） (1)12,000円以下るとき ..... 支払保険料の金額 (2)12,000円を超え32,000円まで ..... 支払保険料×1/2 + 6,000円 (3)32,000円を超え56,000円まで ..... 支払保険料×1/4 + 14,000円 (4)56,000円を超えるとき ..... 28,000円 ・旧契約 (1)15,000円以下るとき ..... 支払保険料の金額 (2)15,000円を超え40,000円まで ..... 支払保険料×1/2 + 7,500円 (3)40,000円を超え70,000円まで ..... 支払保険料×1/4 + 17,500円 (4)70,000円を超えるとき ..... 35,000円	45万円以上50万円未満	31万円
生 命 保 険 料 控 除		50万円以上55万円未満	26万円
		55万円以上60万円未満	21万円
		60万円以上65万円未満	16万円
		65万円以上70万円未満	11万円
		70万円以上75万円未満	6万円
		75万円以上76万円未満	3万円
		76万円以上	0円
地 震 保 険 料 控 除	地震保険料契約に係るもの (1)50,000円以下るとき ..... 支払保険料×1/2 (2)50,000円を超えるとき ..... 25,000円 旧長期損害保険契約に係るもの (1)5,000円以下るとき ..... 支払保険料の金額 (2)5,000円を超え15,000円まで ..... 支払保険料×1/2 + 2,500円 (3)15,000円を超えるとき ..... 10,000円 地震・旧長期の両方ある場合は最高25,000円	扶 養 控 除	(1)一般の扶養親族1人につき33万円 (2)特定扶養親族1人につき45万円 (3)老人扶養親族 ・同居老親等である老人扶養親族1人につき45万円 ・同居老親等以外の老人扶養親族1人につき38万円
障 害 者 控 除	1人につき26万円 (特別障害者は30万円、同居特別障害者は53万円)	基 礎 控 除	33万円
寡 婦 控 除	26万円 (特別の寡婦は30万円)	参 考 事 項	老人扶養 昭和23年1月1日以前に生まれた人 未成年者 平成10年1月3日以降に生まれた人 特定扶養 平成7年1月2日から平成11年1月1日までに生まれた人 年少扶養 平成14年1月2日以降に生まれた人
寡 夫 控 除	26万円		

※寡婦・寡夫控除など各種所得控除の詳細につきましては、市民税課までお問い合わせください。



# 平成30年度の市県民税の主な変更点



## 1 給与所得控除の見直し

給与所得控除の上限額が段階的に引き下げられます。

	平成26年度～ 平成28年度課税分	平成29年度課税分	平成30年度以降の 課税分
上限額が適用される 給与収入額	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

## 2 セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の創設

健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組(※1参照)を行っている方が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために、特定一般用医薬品等購入費(※2参照)を支払った場合は、従来の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を適用することができます。

※1 特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診

※2 医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から、薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)の購入費をいいます。

(適用期間)

平成29年1月1日から平成33年12月31日までの5年間

(平成30年度から平成34年度までの市県民税に適用)

(控除額)

(スイッチOTC医薬品の購入費 - 保険等により補てんされた額) - 12,000円(最高88,000円)

(注意点等)

本特例の適用を受ける場合には、従来の医療費控除の適用を受けることはできません。

どちらか一方の適用を申告者が選択することになります。

対象品目、セルフメディケーション税制の適用を受ける際に必要となる証明書類など、詳細については厚生労働省ホームページ「セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)について」をご覧ください。

◎問い合わせ先 〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市役所市民税課 TEL(0836)34-8187/8188/8189/8190(直通)

# 公的年金からの市県民税の天引き（特別徴収）について

市県民税は、公的年金からの天引き（特別徴収制度）により徴収されます。

この制度の対象となるのは、「4月1日現在65歳以上の年金受給者のうち、市県民税の納税義務のある人（公的年金所得にかかる税額がある人）」です。ただし、介護保険料が公的年金から天引きされていない人、天引きされる税額が老齢基礎年金等の額を超える人などは対象となりません。

## 公的年金から天引きされる税額は…

公的年金所得にかかる税額のみが天引きされます。公的年金以外の所得（給与所得や事業所得など）にかかる税額については、これまでどおり給与からの天引きまたは納付書等で納めていただくことになります。

## 天引きの対象となる公的年金とは…

老齢基礎年金又は昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金等をいいます。障害年金及び遺族年金などの非課税年金からは、天引きされません。

## 天引きが中止となる場合は…

天引き開始後、公的年金の支給停止などが発生した場合は、天引きが中止となり、残りの市県民税を普通徴収（納付書や口座振替により納める方法）により納めていただくことになります。

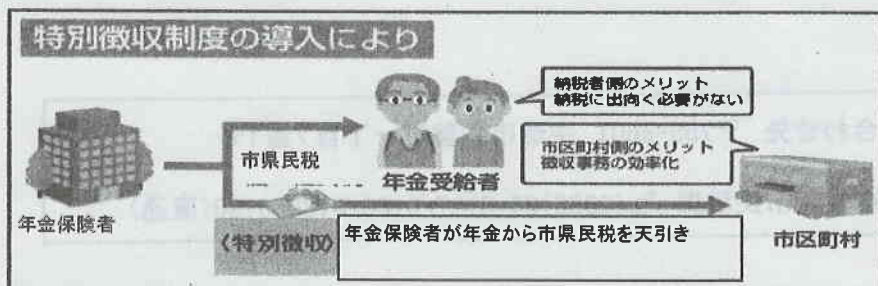
## 天引き開始年度の納め方

初めて天引きの対象になった人、前年度、何らかの理由で天引きが中止になった人は、その年の10月から天引きが始まります。そのため、6月と8月は公的年金所得にかかる税額の1/4ずつを納付書等で納めていただきます。10月・12月・2月は税額の1/6ずつを公的年金から天引きします。

納付方法	納付書等で納める		公的年金から天引き		
	6月	8月	10月	12月	2月
納付(徴収)額	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

## 2年目以降の納め方

仮徴収額			本徴収額		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
$(\text{前年度分の年税額} \times 1/2) \div 3$			$(\text{年税額} - \text{仮徴収額}) \div 3$		



問い合わせ先  
 宇部市役所  
 市民税課市民税係  
 TEL (0836)34-8187/8188  
 8189/8190(直通)